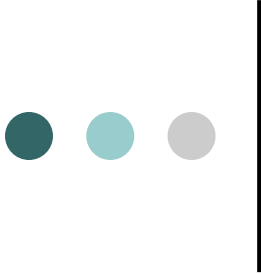


貸付事業

共済経理グループ(貸付担当)



貸付事業について

- 公立学校共済組合の組合員が、臨時に資金を必要とする場合にご利用いただけます。
- 必要とする資金の内容により、お申込みいただける貸付の種類が異なります。
- 申込時に組合員期間が6ヶ月以上経過していること等、貸付を受けるための資格や条件があります。



一般貸付

組合員が臨時に資金を必要とする場合
(組合員が一括現金で支払うものに対する貸付)

- 貸付利率 年1.32%
- 貸付限度額 200万円
- 償還回数 120回以内



生活費・クレジットカード返済・ローン返済
ギャンブル・投資目的の貸付はできません。



教育貸付①

組合員、被扶養者、被扶養者でない子・孫・兄弟姉妹が、学校教育法に規定する高等学校、大学またはこれに準ずる修業年限1年以上の外国の教育機関に入学・修学するため資金を必要とする場合

※小・中学校は対象外

- 貸付利率 年1.32%
- 貸付限度額 550万円
- 償還回数 250回以内

● ● ● | 教育貸付②

対象範囲

● 教育ローンの借換え

償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付け(教育ローン)の借換え

- ・組合員名義の教育ローンであること
- ・対象者は小中学生でないこと
- ・返済が滞っていないこと
- ・対象者が在学中であること

全て
満たすもの



教育貸付③

貸付日から1年以内に必要となる費用

- 下宿代、アパート代

- 通学のための費用



災害貸付

組合員・被扶養者が、水害・震災・火災・
その他の非常災害を受けたため資金を必要
とする場合

- 貸付利率 年0.99%
- 貸付限度額 200万円
- 償還回数 120回以内



医療貸付

組合員、被扶養者、被扶養者でない配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母（配偶者の父母を含む）が、医療（高額療養費の対象となる療養を除く。）を受けるため資金を必要とする場合

- 貸付利率 年1.32%
- 貸付限度額 120万円
- 償還回数 110回以内



結婚貸付

組合員または子が結婚するために資金を必要とする場合

- 貸付利率 年1.32%
- 貸付限度額 200万円
- 償還回数 120回以内



葬祭貸付

組合員が、被扶養者、被扶養者でない配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母（配偶者の父母を含む）の葬祭を行うため資金を必要とする場合

※葬儀、死亡に伴う墓地の取得、死亡日から2ヶ月以内に行われる法事等

- 貸付利率 年1.32%
- 貸付限度額 200万円
- 償還回数 120回以内



住宅貸付

組合員が居住するための住宅の新築・購入・増改築・修理等、または住宅の敷地購入等で資金を必要とする場合

- 貸付利率 年1.32%

- 貸付限度額

給料月額×組合員期間ごとに定められた月数
(上限額は1,800万円)

- 償還回数 360回以内



住宅災害貸付

組合員が居住している住宅または敷地が、水害・震災・火災・その他の非常災害により5分の1以上の損害を受け、新築・修理等のため資金を必要とする場合

● 貸付利率 年0.99%

● 貸付限度額

住宅貸付の限度額の2倍（上限額は1,900万円）

● 償還回数 360回以内



介護構造貸付

組合員が、要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築・増改築・修理等で資金を必要とする場合

- 貸付利率 年1.06%
- 貸付限度額 300万円
- 償還回数 360回以内



申込方法について

● 申込みに必要な書類

- ・貸付申込書
 - ・借用証書
- } 様式は「貸付申込説明書」
に添付されています

- ・直近の給与明細等の写し

- ・その他必要書類

(必要な書類は貸付種別ごとに異なります。)

お申込の際は、貸付申込説明書をご確認ください。)

● 提出先

公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ

● ● ● | 提出前に必ず、ご確認ください！

- 届出印の鮮明に押印してありますか？
- 記入もれはありませんか？
- 必要な添付書類は整っていますか？
⇒ 直近の給与明細書の写し(全貸付に必要です！)
- 所属所長印(勤務先の長の公印)は押してありますか？
- 毎月償還額は平成30年1月1日適用の早見表の額ですか？


書類に不備があった場合には、全ての書類
をご返送させていただきます。



申込期限について

毎月20日必着（葬祭貸付は毎月27日必着）

※土・日・祝にあたる場合はその直前の平日



申込書を期限までに提出された場合であっても、不備事項の修正等が指定期日までに整わない場合は貸付けできませんのでご注意ください。

貸付の審査・決定について

● 貸付決定通知

提出された書類を審査し、貸付が決定した場合は、申込月の翌月中旬頃、所属所に送付します。

● 貸付日 申込月の**翌月25日**

(休日にあたる場合は**翌営業日**)

申込書に記入された組合員本人の口座にお振込みします。口座番号等に誤りがあると、貸付日当日にお振込できない場合がありますのでご注意ください。

償還(返済)について①

● 貸付日の翌月給与から控除が開始されます

ボーナス併用償還の場合は、貸付日以降に支給されるボーナスから控除を開始します。

● 繰上償還 (毎月15日〆切。手数料はかかりません。) ※土・日・祝にあたる場合はその直前の平日

全額繰上償還(毎月受付)

・・・残高をすべて一括で返済する方法

一部繰上償還(6月・12月のみ受付)

・・・残高の一部を返済する方法

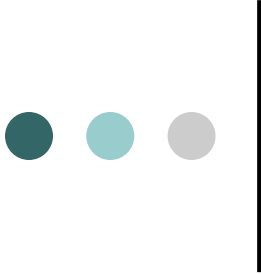
償還(返済)について②

● 償還猶予制度

育児休業等(休業の種類によって条件があります。)で休職している場合、申請により休業中の償還が猶予できます。猶予された償還金は、猶予期間満了後に毎月の償還と併せて償還していただきます。

(例) 毎月1万円償還中の方が1年間償還を猶予され、猶予期間が満了(復職)した場合

⇒ 復職後1年間の毎月償還額は、2万円となります。



償還(返済)について③

●退職時

未償還残高を退職手当から全額控除します。

● 3月退職予定者の「全額繰上償還申出書」の最終提出締切は、1月15日です。

※土・日・祝にあたる場合はその直前の平日



貸付についての詳細は・・・

公立学校共済組合神奈川支部ホームページ

「手続きナビ」⇒「資金をかりる際の手続き」
をご覧ください。

- 
- 貸付の各種様式は、支部ホームページからダウンロードが可能です。



その他

● 貸付申込説明書・貸付申込書

すべての貸付申込説明書・貸付申込書は、
公立学校共済組合神奈川支部ホームページ
からダウンロードが可能です。

* 現在使用可能な「貸付申込書」は平成29年8月版以降のもので、送付後は新用紙で提出してください。ただし、「貸付申込説明書」の内容が変更されていますので、最新「貸付説明書」はホームページでご確認ください。

公立共済の 貸付制度のメリット



費用	担保、保証人などが不要
	お申込みや、繰上げ返済などの手数料が無料
利便性	返済は給与からの控除
	ボーナス返済との併用も可能
	原則、職場で手続きが完了

※ 住宅・教育貸付は、万一への備え「団体信用生命保険制度」の利用が可能

※ 育児・介護休業取得で無給になった場合、返済猶予制度の利用が可能

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付および短期給付を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を確保していただくことにより、皆さんの生活に安心を提供します。

ファミリー年金

長期給付事業(年金)の補完

あなたが万一死亡した場合



在職中に死亡した場合、**老齢厚生年金の約3/4の水準の遺族厚生年金**が支給されますが、**差額の約1/4の不足**が生じます。

「ファミリー年金」に加入している場合



差額の約1/4の不足分を補うことができ、死亡時にも**老齢厚生年金と同水準の給付を確保**することができます。

「ファミリー年金」に加入していない場合



差額の約1/4の不足分が残ることになります。

ファミリー年金以外にも、各種制度があります。制度内容の詳細は、6月～7月頃配付予定のパンフレットをご覧ください。